

「平成 28 年新潟県糸魚川市における大規模火災義援金」募集要綱

社会福祉法人 新潟県共同募金会

1 趣旨

平成 28 年 12 月 22 日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災により多数の家屋が焼失する等の被害が発生し、災害救助法が適用されました。

新潟県共同募金会(以下「当会」という)では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

平成 28 年新潟県糸魚川市における大規模火災義援金

3 受付期間

平成 28 年 12 月 26 日（月）から平成 29 年 3 月 31 日（金）まで

4 義援金受入れ口座

| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 口座名義 |
|--------|--------------------------|-------------|--------------------------|
| 第四銀行 | 白山支店 | (普) 1660049 | 社会福祉法人 新潟県共同募金会 |
| 北越銀行 | 県庁支店 | (普) 2005705 | |
| 大光銀行 | 新潟支店 | (普) 3043002 | |
| ゆうちょ銀行 | 郵便振替口座 00140-4-587401 | | 新潟県共同募金会 糸魚川市大規模火災義援金 |

※ 第四銀行・北越銀行・大光銀行各本支店及びゆうちょ銀行窓口での振込みについての手数料は無料です。

※ 上記以外の他銀行からの振込みや A T M、ネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料です。

5 義援金の配分

当会で取りまとめた義援金は、新潟県災害対策本部へ送金し、県が設置する義援金配分委員会で決定し被災者に配分する。

6 領収書の発行

寄付者が、義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合は、別紙「税制上の優遇措置領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ当会へ送付する。後日領収書を発行する。

7 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領書等に「平成 28 年新潟県糸魚川市における大規模火災義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類への添付などが必要となります。

8 この要綱は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。

問い合わせ先 025-281-5532